

平成30年度版

奈良県こども家庭相談センター  
業務のあらまし

奈良県中央こども家庭相談センター

奈良県高田こども家庭相談センター

## はじめに

こども家庭相談センター(児童相談所、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター)の業務推進につきましては、日頃から関係団体・機関を始め、多くの皆様に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年の子どもと家庭や、女性をめぐる状況は、児童虐待や配偶者からの暴力(DV)、さらには貧困の問題など、複雑さとともに多様性が増しています。このような中、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号。以下「改正法」)が平成28年6月に公布され、昨年4月に完全施行されました。この改正法には、①児童福祉法の理念の明確化等、②児童虐待の発生予防、③児童虐待発生時の迅速・的確な対応、④被虐待児童への自立支援の大きな4つの柱があり、特に児童福祉法の理念規定は昭和22年の制定以来、初めて見直されました。その明確化された理念は「児童が権利の主体であること」「児童の最善の利益が優先されること」であり、常に尊重すべき原理とされています。

また、平成29年度の改正法により、虐待を受けている児童等の保護者に対する指導や家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、児童等の保護についての司法関与が強化されました。

本県の平成29年度児童相談総受付件数は、5,279件で前年度比3.0%増となりました。児童虐待相談対応件数は、前年度から14件増加し、1,481件と依然として高い水準にあります。また、配偶者等からの暴力(DV)相談については前年度比21.3%減の905件で、相談件数は減少しておりますが、その相談内容は、厳しく、深刻さが増えています。

本県におきましても、子どもの健やかな育ちを支援するために、『経済的困難及び生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画』と、『奈良県家庭的養護推進計画』を策定し、関係者の皆様とともに、全ての児童が健全に育成されるよう児童虐待について、発生予防から自立支援まで一連の対策を更に強化し、改正法の理念の具現化と計画の達成に向けて、一歩ずつ進めたいと考えています。また、本年3月には、配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援の方向性を定めた「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」を策定しました。

子どもたちの権利を守り、女性の自立に向けた支援を行うために、県内各市町村の児童相談や女性相談の関係部署及び民間団体等との連携・協働を強めたいと考えています。また、里親制度の推進や児童福祉施設入所児童への援助など、社会的養護の充実を図っていきたいと思います。

この「業務のあらまし」は県内2か所のこども家庭相談センターの平成29年度の業務実績をまとめたものです。関係者の皆様にご高覧いただき、本県の児童・女性福祉の推進に広くご活用いただければ幸いです。

平成30年8月

奈良県中央こども家庭相談センター所長 倉西 道明  
奈良県高田こども家庭相談センター所長 廣田 明美

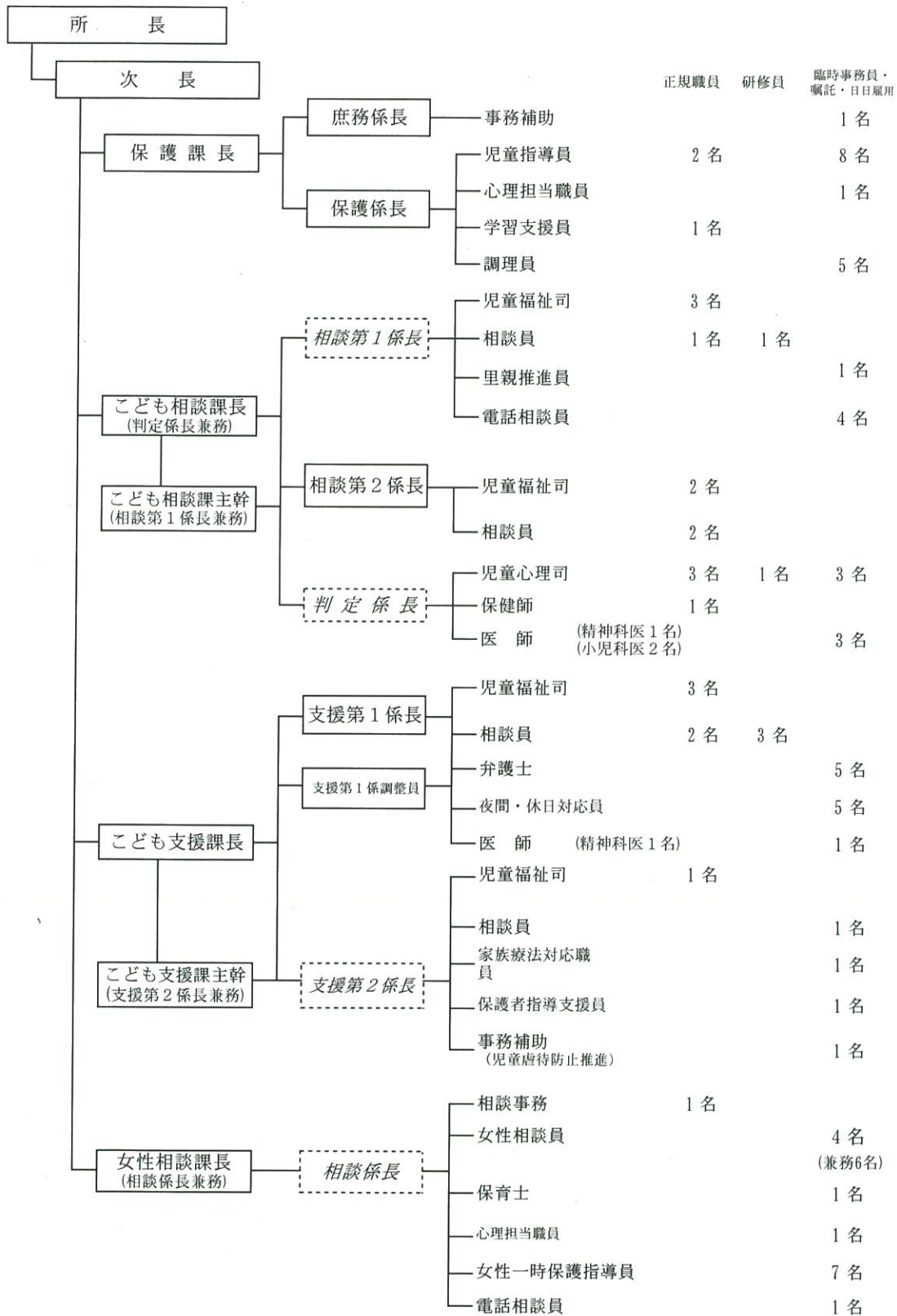
# 目 次

はじめに

I 組織図および管内状況	頁
1 中央こども家庭相談センター .....	1
2 高田こども家庭相談センター .....	2
II 沿革 .....	3
III 児童相談	
1 児童相談業務の概要 .....	4
2 児童相談の流れ .....	5
3 児童相談の分類 .....	6
4 児童相談業務統計 .....	7～10
5 奈良県の里親状況 .....	11～12
6 判定業務 .....	13～14
7 児童虐待相談の状況 .....	15～17
8 一時保護業務 .....	18～19
9 子どもと家庭テレホン相談 .....	20
IV 女性相談	
1 女性相談業務の概要 .....	21
2 女性相談の主な関係機関と支援 .....	21
3 女性相談の主訴分類 .....	22
4 女性相談の業務統計 .....	23～27
5 証明書等の発行状況 .....	27
6 心理担当職員の業務 .....	27
関係機関・施設一覧 .....	28～31

# I 組織図および管内状況

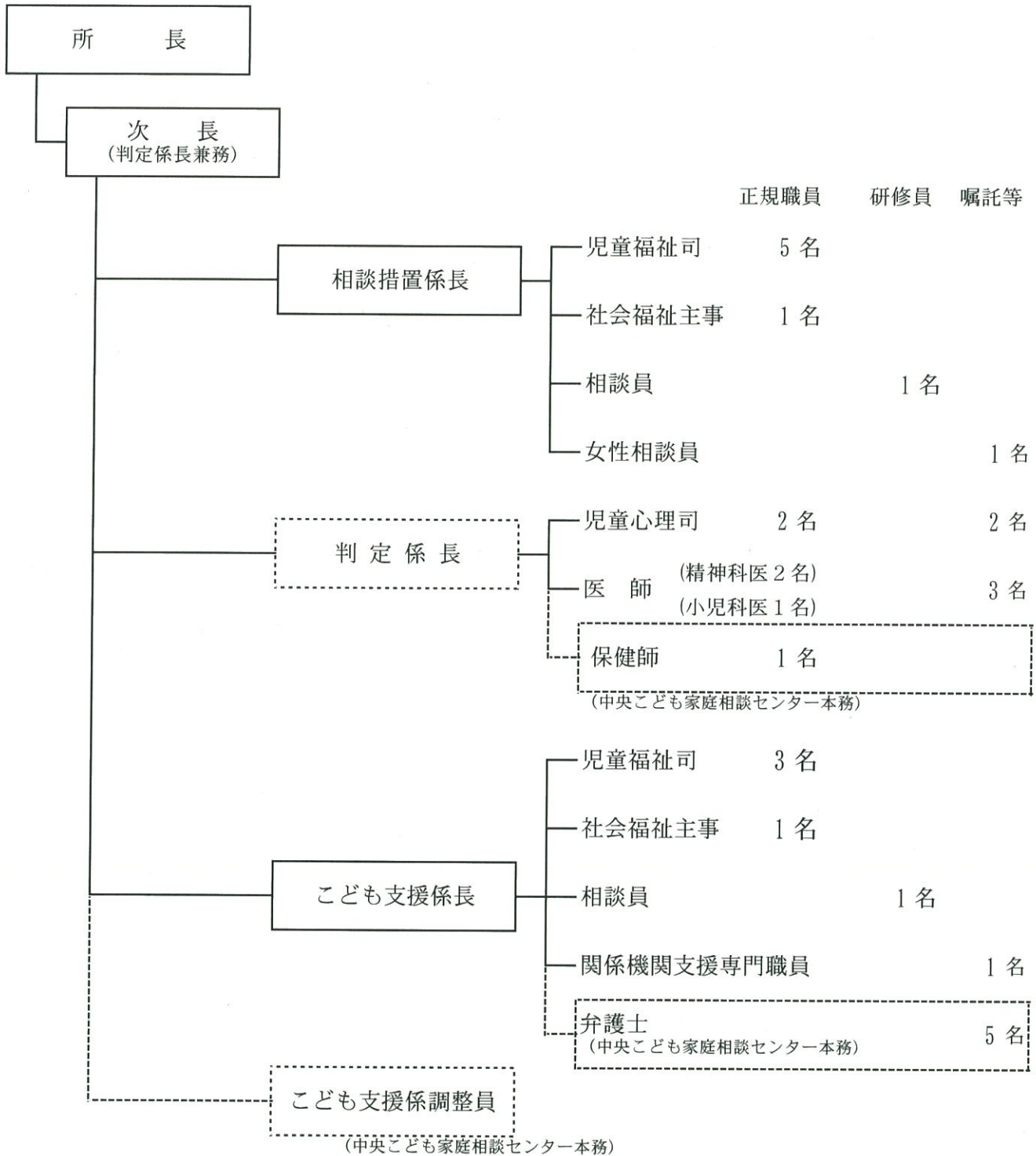
○中央こども家庭相談センター（平成30年7月1日現在）



総数 95名 (兼務のみ職員除く) (正規職員 35名 研修員 5名 嘱託等職員 55名)

所在地	〒630-8306 奈良市紀寺町833 こども相談部門 電話:0742-26-3788、FAX:0742-26-5651 女性相談部門 電話:0742-22-4083、FAX:0742-93-8130
管轄区域	6市 (奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、宇陀市) 7町 (平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町) 3村 (山添村、曾爾村、御杖村)
人口	総数 843,242人、児童人口 126,543人 (※平成29年10月1日現在)

○高田子ども家庭相談センター(平成30年7月1日現在)



総数 25名 ( 正規職員 16名 研修員 2名 嘱託等職員 7名 )

所在地	〒635-0095 大和高田市大中17-6 電話:0745-22-6079 FAX:0745-23-5527
管轄区域	6 市 ( 大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市 ) 8 町 ( 高取町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町 ) 9 村 ( 明日香村、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村 )
人口	総数 505,015人、児童人口 76,771人 (※平成29年10月1日現在)

## Ⅱ 沿革

昭和23年	6月	1日	社会福祉法人恩賜財団済生会奈良病院診療所内(奈良市杉ヶ町)に奈良県児童相談所を設置。その後、間もなく奈良県奈良保健所内(奈良市油阪町)に移転。
昭和23年	11月	1日	伝香寺内(奈良市小川町)に児童の一時保護所を設置。
昭和24年	10月	5日	武徳会弓道場跡(奈良市登大路町48番地)へ児童相談所及び児童の一時保護所を移転。
昭和32年	4月	1日	売春防止法(昭和31年法律第118号)の施行(昭和32年4月1日)に伴い、奈良市鶴福院町33番地に婦人相談所を設置。
昭和33年	4月	1日	現在地(奈良市紀寺町833番地)に奈良県児童相談所及び児童の一時保護所を新築移転。
昭和37年	11月	1日	児童の一時保護所及び倉庫を増築。
昭和45年	12月	10日	児童相談所及び児童の一時保護所を改築。
昭和53年	6月	1日	人口増ならびに児童相談件数の増加に伴い、奈良県高田児童相談所を新設。従来の児童相談所を奈良県中央児童相談所とする。
昭和54年	4月	1日	奈良県婦人相談所を児童相談所の隣地(奈良市紀寺町832番地)に新築移転。
昭和63年	4月	26日	現在地(大和高田市大中17番6号)に高田児童相談所を新築移転。
平成5年	10月	1日	中央児童相談所に『子どもと家庭テレホン相談』を開設。
平成8年	11月	30日	婦人相談所の相談室を増築。
平成11年	3月	29日	中央児童相談所の玄関(自動ドア)及びその周辺(手すり、スロープ等)、門扉を改修。
平成14年	4月	1日	中央児童相談所と婦人相談所を統合し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)(平成13年法律第31号)の施行(平成14年4月1日)に伴い新たに配偶者暴力支援センター機能を追加し奈良県中央こども家庭相談センターに、高田児童相談所を高田こども家庭相談センターに名称変更。中央こども家庭相談センター女性相談部門に心理担当職員配置。児童の一時保護所に心理担当職員を配置。
平成16年	4月	1日	中央こども家庭相談センターの女性相談部門を増改築。
平成17年	4月	1日	児童虐待に対応するため、中央こども家庭相談センターの児童相談部門に『こども支援課』を新設し休日夜間対応員を配置。
平成18年	4月	1日	こども支援課に家族療法対応員を配置。
平成19年	4月	1日	こども相談課に里親委託推進員を配置。
平成20年	4月	1日	こども支援課に主幹、児童心理司を配置。
平成21年	4月	1日	こども支援課に関係機関支援専門職員(児童福祉司)を配置。
平成22年	4月	1日	女性相談課に保育士を配置。
平成23年	4月	1日	保護課に学習支援員を配置、こども支援課2名増員。
平成24年	4月	1日	こども支援課に主幹(高田専従)、保護課に個別対応員を配置。
平成25年	4月	1日	高田こども家庭相談センターに「こども支援係」新設、両センターこども支援課各1名増員。
平成25年	7月	31日	中央こども家庭相談センター新こども相談棟完成。
平成26年	1月	31日	女性相談棟における学習室・警備員室新設及び厨房改修。芝生のグラウンド及び駐車場整備。
平成26年	4月	1日	一時保護所定員増に伴い、児童指導員を増員。
平成27年	4月	1日	こども支援課に調整員(高田センター兼務)及び保護者指導支援員を配置。
平成28年	4月	1日	保護課の児童指導員を嘱託職員から臨時事務員に振替して配置。
平成29年	4月	1日	児童福祉法に改正により、こども家庭相談センター組織改正。中央センターのこども相談課及びこども支援課を1係制から2係制に変更。両センターの職員定数を増やし、福祉職採用による児童福祉司を配置。非常勤職員弁護士を配置(両センターを兼務)。
平成30年	4月	1日	非常勤職員弁護士1名増員(両センターを兼務)。

### Ⅲ 児童相談

#### 1 児童相談所業務の概要

##### ①目的

こども家庭相談センターの児童相談部門(児童相談所)は、児童福祉法第12条に基づき設置されている行政機関であり、子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護することを目的としています。

子どもに関する家庭その他からの相談に対し、児童福祉司や児童心理司、保健師や医師等の専門職が、総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それを基に援助方針を立て、助言や指導、児童福祉施設入所や里親委託等により、子ども及びその家庭等を支援、援助します。

##### ②相談の受付

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、原則として0歳から18歳未満の児童に対して、発達相談や、非行相談、また増加してきている虐待相談等、さまざまな相談に応じています。

##### ③児童相談所の基本的機能

###### (1)市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行います。

###### (2)相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それに基づいて援助方針を定め、自ら又は関係機関等を活用し、一貫した子どもの援助を行います。

###### (3)一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護します。

###### (4)措置機能

子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員(主任児童委員を含む)、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する等の措置を行います。

##### ④相談援助活動の展開

###### (1)調査、診断、判定

受け付けた相談について、児童福祉司等による調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護所の児童指導員、保育士等による行動診断などをもとに、総合診断を行い、個々の子どもに対する援助方針を作成します。援助方針の策定に際しては、可能な限り子どもや保護者と協議に努めます。

###### (2)援助

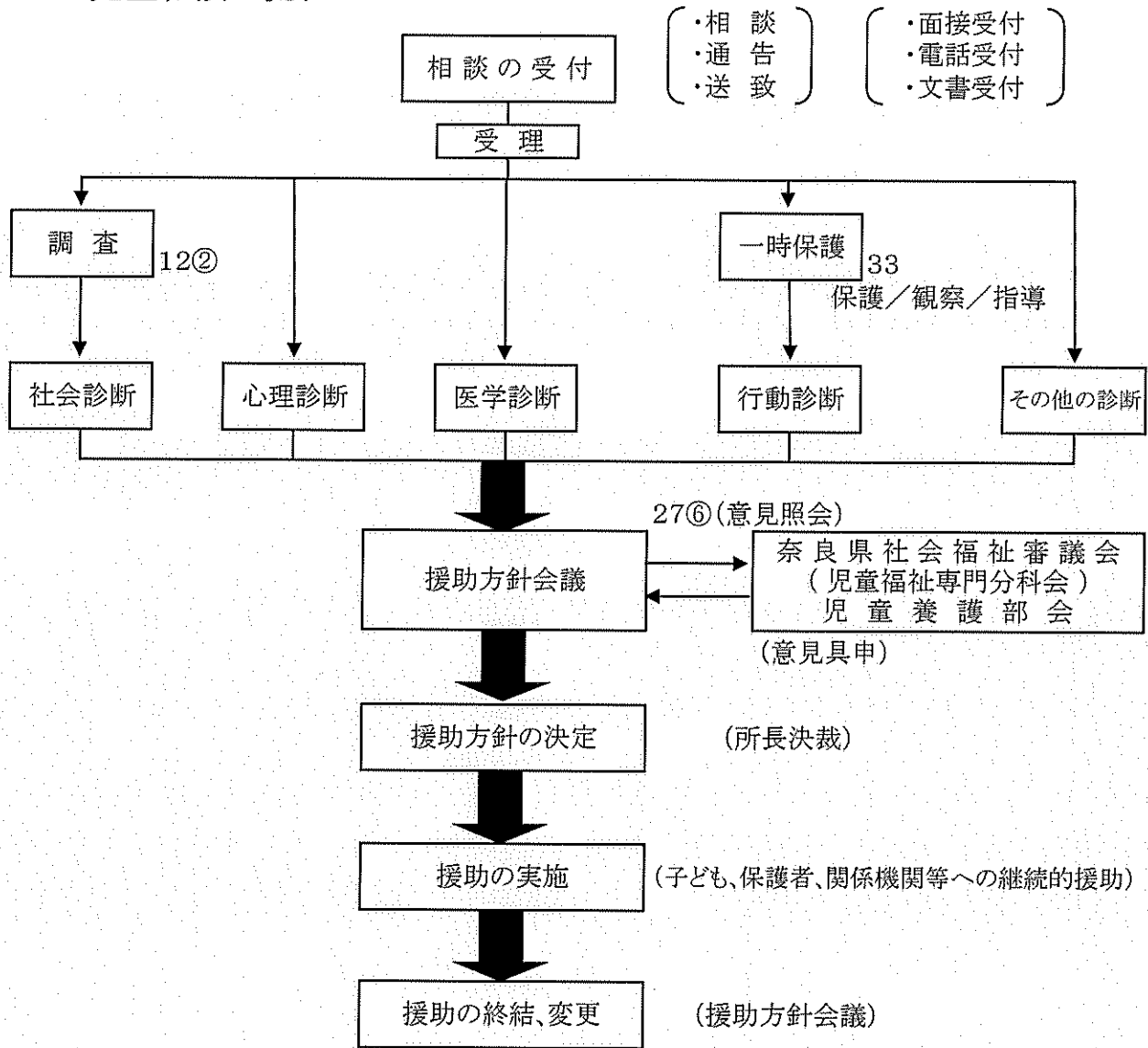
上記援助方針に基づいて子ども、保護者、関係者等に対して指導、措置等の援助を行います。

###### (3)支給決定

障害児施設の契約利用に際しては、障害児施設給付費、障害児施設医療費等の支給決定を行い、障害児施設受給者証を交付します。



## 2 児童相談の流れ



援	助
<p>1 在宅指導等</p> <p>(1) 措置によらない指導</p> <p>ア 助言指導</p> <p>イ 継続指導</p> <p>ウ 他機関あつせん</p> <p>(2) 措置による指導</p> <p>ア 児童福祉司指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ)</p> <p>イ 児童委員指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ)</p> <p>ウ 市町村指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ)</p> <p>エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)</p> <p>オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ)</p> <p>カ 障害者等相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)</p> <p>キ 指導の委託(26①Ⅱ、27①Ⅱ)</p> <p>(3) 訓戒、誓約措置(27①Ⅰ)</p>	<p>2 児童福祉施設入所措置(27①Ⅲ)</p> <p>指定発達支援医療機関委託(27②)</p> <p>3 里親・小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)</p> <p>4 児童自立生活援助の実施(33の6①)</p> <p>5 市町村への事案送致(26①Ⅲ)</p> <p>福祉事務所送致、通知(26①Ⅳ)</p> <p>市町村長報告・通知、知事報告・通知 (26①Ⅴ、Ⅶ、Ⅷ、63の2、63の3)</p> <p>6 家庭裁判所送致(27①Ⅳ、27の3)</p> <p>7 家庭裁判所への家事審判の申し立て</p> <p>ア 施設入所の承認(28①②)</p> <p>イ 親権喪失の審判等の請求(33の7)</p> <p>ウ 未成年後見人選任の請求(33の8)</p> <p>エ 未成年後見人解任の請求(33の9)</p>

※ 数字は児童福祉法の該当条項



### 3 児童相談の分類

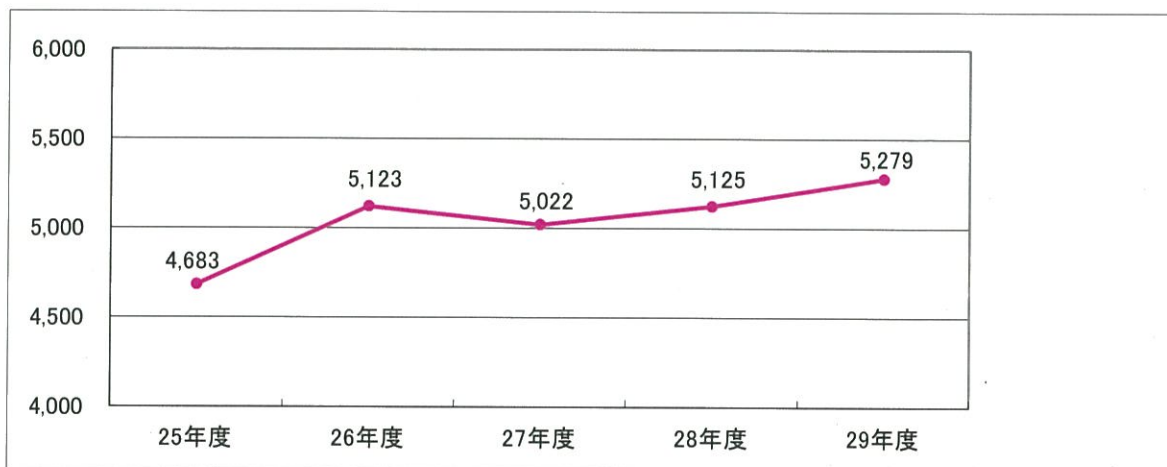
養護相談	① 児童虐待相談	<p>児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。</p> <p>(1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行</p> <p>(2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要</p> <p>(3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、子どもが同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力</p> <p>(4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児</p>
	② その他の養護相談	<p>父または母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、未成年後見人を待たぬ子ども等、児童虐待相談以外の環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。</p>
保健相談	③ 保健相談	<p>未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息その他の疾患（精神疾患を含む）を有する子どもに関する相談。</p>
障害相談	④ 肢体不自由相談	<p>肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。</p>
	⑤ 視聴覚障害相談	<p>盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。</p>
	⑥ 言語発達障害等相談	<p>構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談（言葉の遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当する種別に分類する）。</p>
	⑦ 重症心身障害相談	<p>重症心身障害児（者）に関する相談。</p>
	⑧ 知的障害相談	<p>知的障害児に関する相談。</p>
	⑨ 発達障害相談	<p>自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。</p>
非行相談	⑩ ぐ犯行為等相談	<p>虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として児童福祉法第25条による通告のあった子ども、または警察署からの通告はないが触法行為があったと思料される子どもに関する相談。</p>
	⑪ 触法行為等相談	<p>触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談（受け付けた時には通告がなくとも調査の結果通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する）。</p>
育成相談	⑫ 性格行動相談	<p>子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。</p>
	⑬ 不登校相談	<p>学校および幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には、該当する種別に分類する）。</p>
	⑭ 適性相談	<p>進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。</p>
	⑮ 育児・しつけ相談	<p>家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。</p>
	⑯ その他の相談	<p>上記の①～⑮のいずれにも該当しない相談。</p>

## 4 児童相談業務

### (1) 相談受付件数の推移

【単位：件】

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
a) 中央こども家庭相談センター	2,778	2,995	2,876	2,812	2,839
b) 高田こども家庭相談センター	1,905	2,128	2,146	2,313	2,440
c) 小計(a+b)	4,683	5,123	5,022	5,125	5,279
d) 子どもと家庭テレホン相談	879	922	1,038	936	675
e) 総件数(c+d)	5,562	6,045	6,060	6,061	5,954



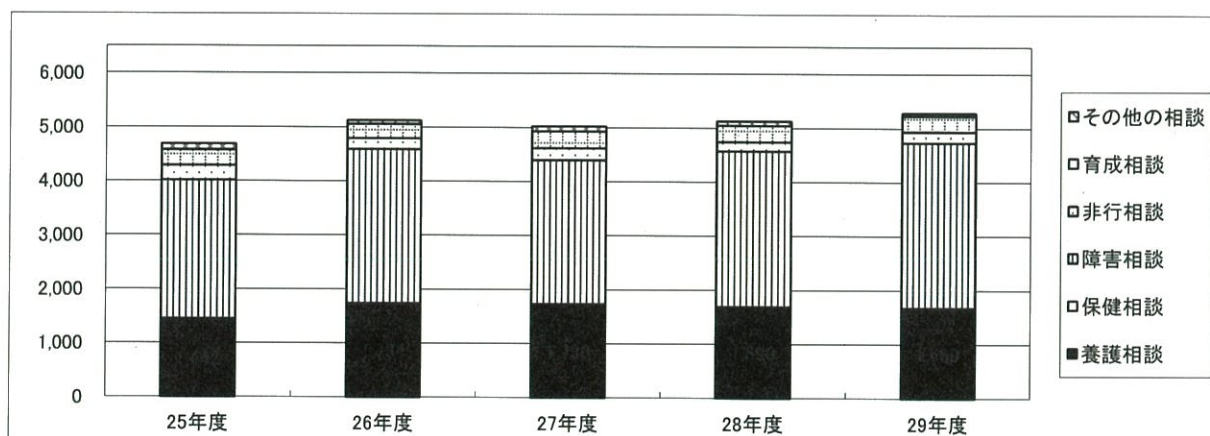
### (2) 相談種類別受付件数の推移

【単位：件、( )内%】

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
① 養護相談	1442 (31)	1,734 (34)	1,730 (35)	1,690 (33)	1,669 (32)
② 保健相談	1 (0) ※1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0) ※2
③ 障害相談	2,568 (54)	2,855 (56)	2,664 (53)	2,879 (56)	3,060 (58)
④ 非行相談	273 (6)	200 (4)	225 (4)	175 (3)	206 (4)
⑤ 育成相談	290 (6)	265 (5)	306 (6)	302 (6)	291 (5)
⑥ その他の相談	109 (2)	69 (1)	97 (2)	79 (2)	52 (1)
合計(①+②+③+④+⑤+⑥)	4,683 (100)	5,123 (100)	5,022 (100)	5,125 (100)	5,279 (100)

(※1) 0.02%

(※2) 0.01%

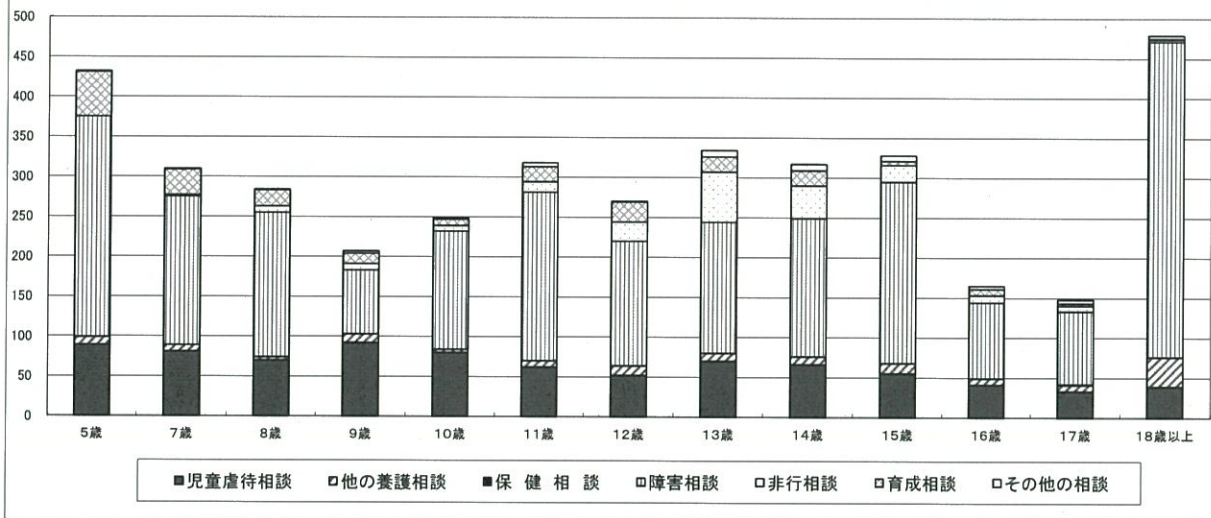


(3) 年齢別・種類別相談受付件数

【単位：件】

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	総計
養護相談	児童虐待	112	103	106	105	90	89	97	81	70	92	80	62	52	70	66	55	41	33	39	1,443
	他の養護	21	12	15	14	15	10	6	8	4	11	4	8	12	10	10	13	8	8	37	226
	小計	133	115	121	119	105	99	103	89	74	103	84	70	64	80	76	68	49	41	76	1,669
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
障害相談	肢体不自由	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	2	1	0	2	2	0	10
	視覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害	0	0	1	1	0	1	0	1	3	1	3	5	0	2	1	3	2	4	3	31
	知的障害	11	29	73	143	186	248	185	164	162	69	132	200	148	152	168	222	91	85	392	2,860
	発達障害	0	0	2	4	17	27	24	21	16	9	12	6	8	8	3	2	0	0	0	159
小計	11	29	76	148	204	276	209	186	181	80	148	211	156	164	173	227	95	91	395	3,060	
非行相談	く犯行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	5	12	22	16	8	5	2	77	
	触法行為等	0	0	0	0	0	0	0	2	6	8	7	8	19	51	19	5	1	2	129	
	小計	0	0	0	0	0	0	0	2	8	8	7	13	24	63	41	21	9	7	3	206
育成相談	性格行動等	0	0	0	0	0	1	1	2	1	3	2	7	5	8	10	4	8	3	1	56
	不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	3	2	0	0	0	0	9
	適性	0	2	8	5	9	54	35	28	18	8	4	11	19	8	7	1	0	0	0	217
	育児・しつけ	1	0	1	1	0	1	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
小計	1	2	9	6	9	56	36	32	20	13	8	19	25	19	19	5	8	3	1	291	
その他の相談		0	0	0	0	0	1	2	1	1	3	2	5	1	8	8	7	4	5	4	52
総計		145	146	206	273	318	432	350	310	284	207	249	318	270	334	317	328	165	148	479	5,279

平成29年度児童相談状況(年齢別)

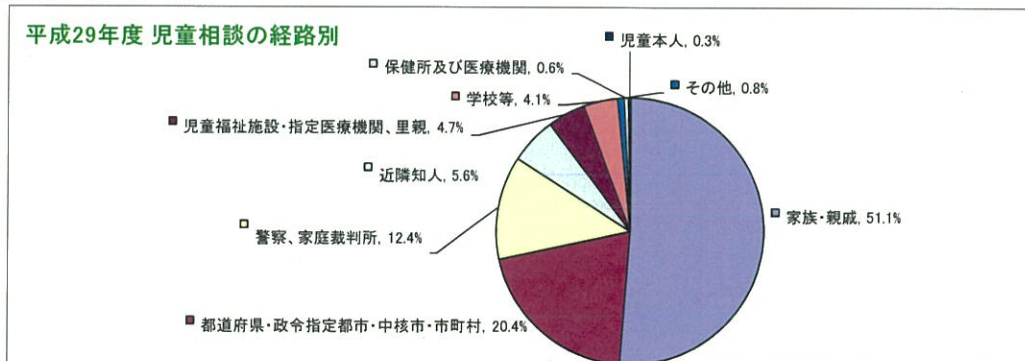


(4) 経路別受付件数

【単位：件】

	都道府県・政令指定都市・中核市・市町村				児童福祉施設・指定医療機関等				家庭		保健所及び医療機関			学校等			家族	近隣	児童	その他	総計	
	児童福祉相談所	保健センター	児童委員	その他	保育所※	児童福祉施設	指定医療機関	児童家庭支援センター	里親	警察署	裁判所	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等	親戚	知人	本人			
男	100	255	8	3	276	3	139	0	1	5	368	8	1	18	5	125	9	1,866	156	4	31	3,381
女	78	179	9	0	167	1	80	2	2	9	275	6	0	10	3	72	4	836	141	10	14	1,898
計	178	434	17	3	443	4	219	2	3	14	643	14	1	28	8	197	13	2,702	297	14	45	5,279
割合	3.4%	8.2%	0.3%	0.1%	8.4%	0.1%	4.1%	0.1%	0.1%	0.3%	12.1%	0.3%	0.1%	0.5%	0.2%	3.7%	0.2%	51.1%	5.6%	0.3%	0.8%	100%
グループ計	1,075				242				657		29			218			2,702	297	14	45	5,279	
	20.4%				4.7%				12.4%		0.6%			4.1%			51.1%	5.6%	0.3%	0.8%	100%	

※認定こども園の数は、保育所欄に含む。





(5)市町村別・相談種類別受付件数

(単位:件)

	養護相談			保 健 相 談	障害相談							非行相談			育成相談				そ の 他 の 相 談	総 計	
	児 童 虐 待 相 談	他 の 養 護 相 談	小 計		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 症 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	小 計	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	小 計	性 格 行 動 等 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ け 相 談			小 計
奈良市	332	57	389	0	5	0	0	15	658	34	712	27	23	50	14	1	16	6	37	2	1,190
大和高田市	102	17	119	1	0	0	0	1	180	13	194	3	12	15	2	2	25	2	31	11	371
大和郡山市	77	11	88	0	0	0	0	1	169	15	185	4	9	13	0	0	9	0	9	0	295
天理市	79	9	88	0	1	0	0	3	157	4	165	2	5	7	6	0	4	0	10	1	271
橿原市	128	28	156	0	1	0	0	2	371	19	393	11	29	40	6	0	49	0	55	4	648
桜井市	72	6	78	0	0	0	0	2	117	10	129	1	10	11	1	0	7	0	8	3	229
五條市	27	4	31	0	0	0	0	0	60	5	65	0	0	0	0	0	2	0	2	3	101
御所市	27	5	32	0	0	0	0	0	53	3	56	1	3	4	4	1	10	0	15	1	108
生駒市	142	13	155	0	0	0	0	1	144	6	151	3	7	10	2	1	7	0	10	3	329
香芝市	67	7	74	0	0	0	0	3	176	4	183	1	2	3	2	0	22	0	24	2	286
葛城市	51	0	51	0	0	0	0	0	100	1	101	3	1	4	2	0	7	0	9	0	165
宇陀市	16	3	19	0	0	0	0	0	54	3	57	1	4	5	1	1	3	0	5	5	91
山添村	1	0	1	0	0	0	0	0	5	0	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	7
平群町	24	3	27	0	0	0	0	0	16	2	18	2	0	2	3	0	0	0	3	0	50
三郷町	26	1	27	0	0	0	0	0	63	9	72	2	1	3	0	0	3	1	4	0	106
斑鳩町	18	13	31	0	0	0	0	0	50	2	52	1	0	1	0	0	0	0	0	7	91
安堵町	16	1	17	0	0	0	0	0	14	0	14	1	0	1	0	0	0	0	0	0	32
川西町	7	6	13	0	0	0	0	0	19	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	1	34
三宅町	11	3	14	0	1	0	0	0	10	1	12	0	0	0	1	0	0	0	1	0	27
田原本町	55	4	59	0	0	0	0	1	63	10	74	0	0	0	1	0	3	0	4	0	137
曽爾村	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
御杖村	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
高取町	3	0	3	0	0	0	0	1	26	3	30	0	0	0	0	1	5	0	6	0	39
明日香村	2	0	2	0	0	0	0	0	9	0	9	0	1	1	0	0	0	0	0	0	12
上牧町	38	4	42	0	2	0	0	0	67	3	72	2	6	8	1	1	3	0	5	1	128
王寺町	30	0	30	0	0	0	0	0	56	3	59	0	0	0	0	1	10	0	11	0	100
広陵町	30	2	32	0	0	0	0	1	81	1	83	2	3	5	3	0	10	0	13	2	135
河合町	12	2	14	0	0	0	0	0	42	4	46	0	4	4	1	0	4	0	5	1	70
吉野町	6	0	6	0	0	0	0	0	16	0	16	0	1	1	0	0	1	0	1	0	24
大淀町	16	7	23	0	0	0	0	0	37	0	37	0	2	2	5	0	13	0	18	0	80
下市町	1	0	1	0	0	0	0	0	10	0	10	0	0	0	1	0	3	0	4	3	18
黒滝村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
天川村	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
野迫川村	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
十津川村	0	1	1	0	0	0	0	0	12	3	15	1	0	1	0	0	0	0	0	0	17
下北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	2	0	2	0	0	0	0	0	0	7
上北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
川上村	2	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	4
東吉野村	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
39市町村の計	1,422	207	1,629	1	10	0	0	31	2,855	159	3,055	71	123	194	56	9	217	9	291	50	5,220
県外	15	14	29	0	0	0	0	0	5	0	5	6	6	12	0	0	0	0	0	1	47
不明	6	5	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	12
合計	1,443	226	1,669	1	10	0	0	31	2,860	159	3,060	77	129	206	56	9	217	9	291	52	5,279

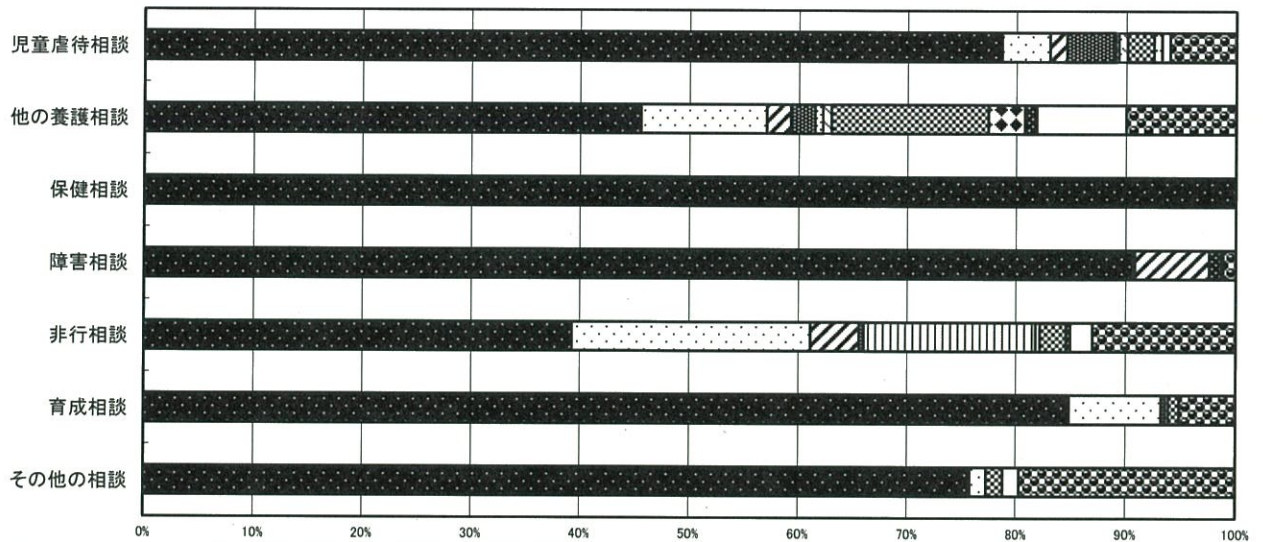


(6)相談種類別対応件数

(単位:援助件数)

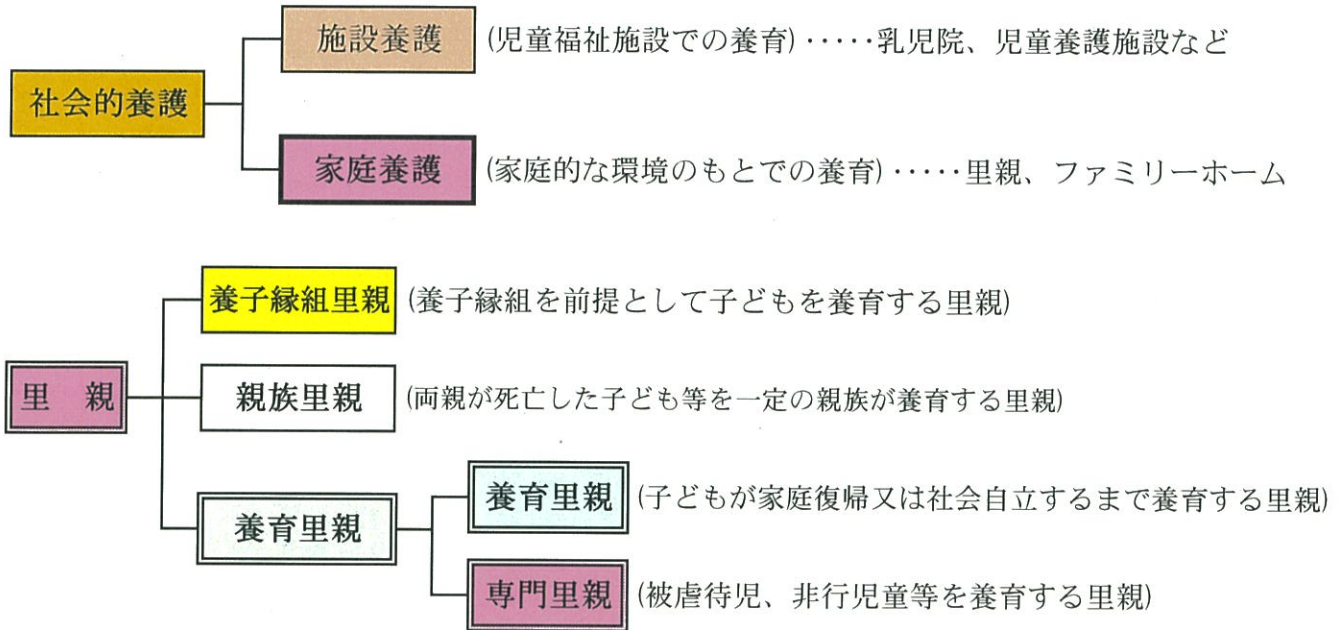
平成29年度	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	家庭裁判所送致	児童福祉施設		指定発達支援医療機関委託	里親委託	障害児入所施設等への利用契約	その他	未処理	総計
	助言指導	継続指導	他機関斡旋									入所	通所						
児童虐待	1,239	70	25	68	0	2	4	12	0	0	0	38	0	0	11	0	12	95	1,576
他の養護	123	31	6	6	0	2	0	2	0	0	0	39	0	0	9	3	22	27	270
養護相談	1,362	101	31	74	0	4	4	14	0	0	0	77	0	0	20	3	34	122	1,846
保健相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
肢体不自由	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	10
視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障害	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	0	32
知的障害	2,640	4	212	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	3	36	2,923
自閉症等	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	160
障害相談	2,834	4	212	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	32	5	37	3,125
ぐ犯行為等	30	33	6	1	0	0	0	0	0	1	1	4	0	0	0	1	4	6	87
触法行為等	67	21	5	0	0	0	0	0	0	38	0	2	0	0	0	0	1	26	160
非行相談	97	54	11	1	0	0	0	0	0	39	1	6	0	0	0	1	5	32	247
性格行動等	29	22	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	9	64
不登校	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	12
適正	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	224
育児・しつけ	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	11
育成相談	264	26	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	16	311
その他の相談	50	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	13	66
総数	4,608	186	254	76	0	5	4	14	0	39	1	87	0	1	20	36	45	220	5,596

平成29年度相談種類別対応状況(相談別割合)



- 助言指導
- 継続指導
- 他機関斡旋
- 児童福祉司指導
- 児童委員指導
- 児童家庭支援センター指導・指導委託
- 市町村指導委託
- 市町村送致
- 福祉事務所送致又は通知
- 訓戒・誓約
- 家庭裁判所送致
- 児童福祉施設入所
- 児童福祉施設通所
- 指定発達支援医療機関委託
- 里親委託
- 障害児入所施設等への利用契約
- その他
- 未処理

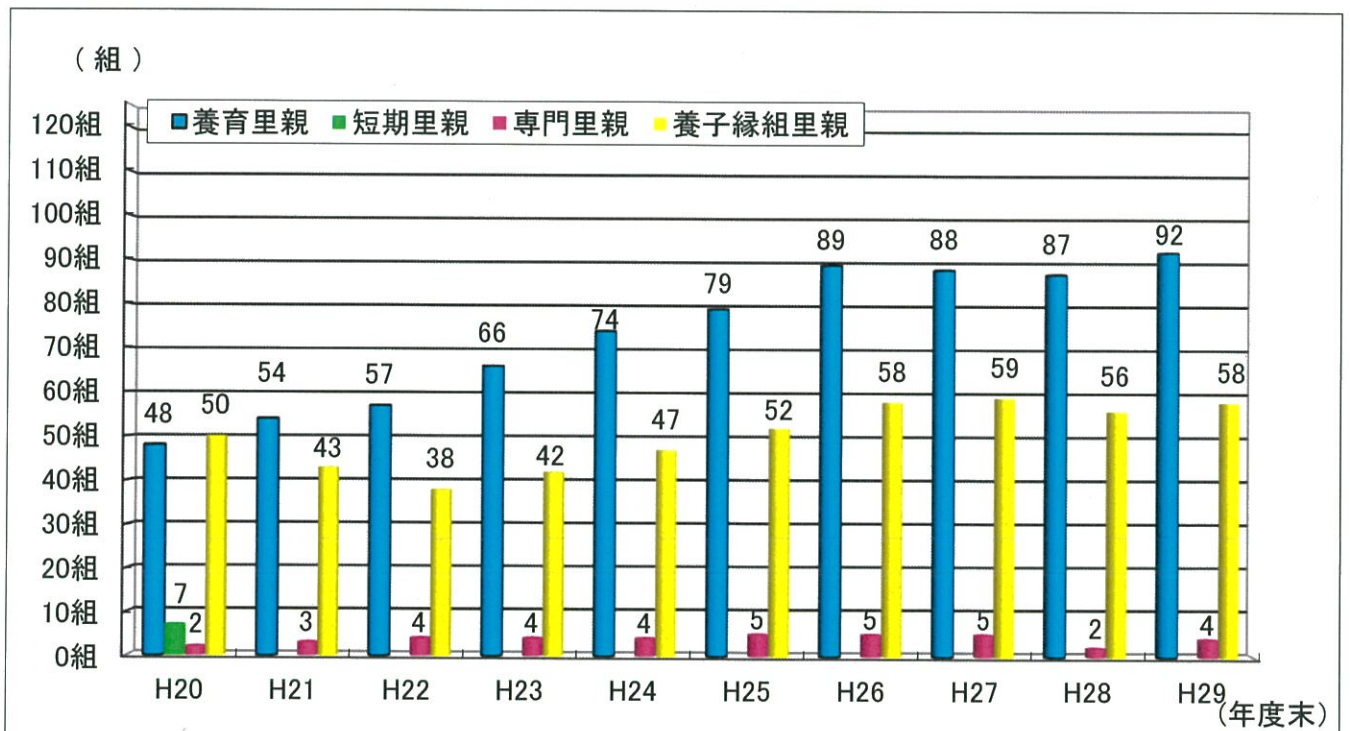
## 5 奈良県の里親状況



(1) 里親登録状況 (各年度末)

年 度	養育里親	短期里親	専門里親	養子縁組里親	計
H20	48組	7組	2組	50組	107組
H21	54組		3組	43組	97組
H22	57組		4組	38組	81組
H23	66組		4組	42組	93組
H24	74組		4組	47組	101組
H25	79組		5組	52組	109組
H26	89組		5組	58組	131組
H27	88組		5組	59組	131組
H28	87組		2組	56組	126組
H29	92組		4組	58組	131組

※H21年度より短期里親は養育里親に含まれます。  
 ※専門里親は、養育里親を兼ねています。  
 ※養育里親と養子縁組里親を兼ねる里親がいるため、単純合計数と計は合いません。

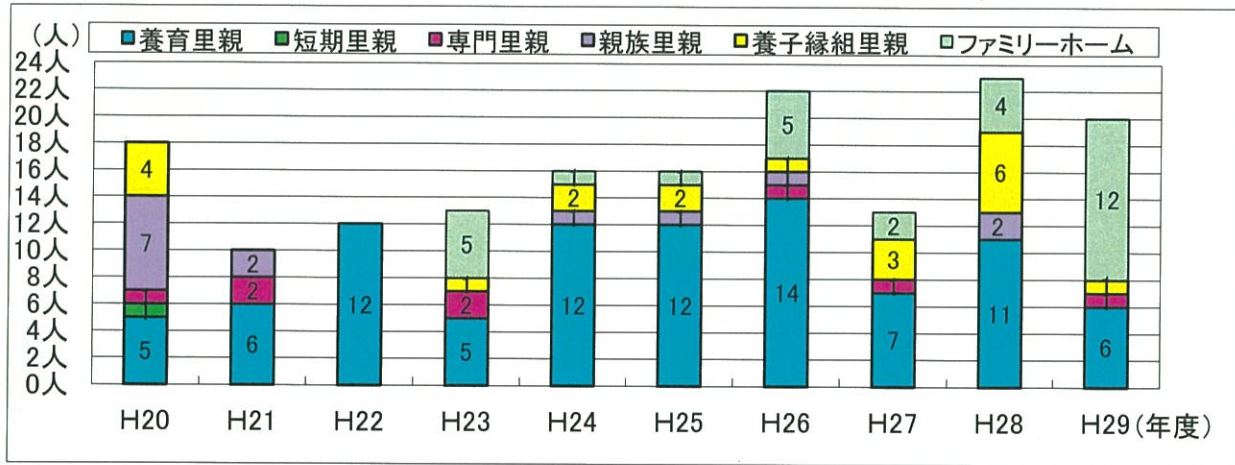




(2) 里親委託状況

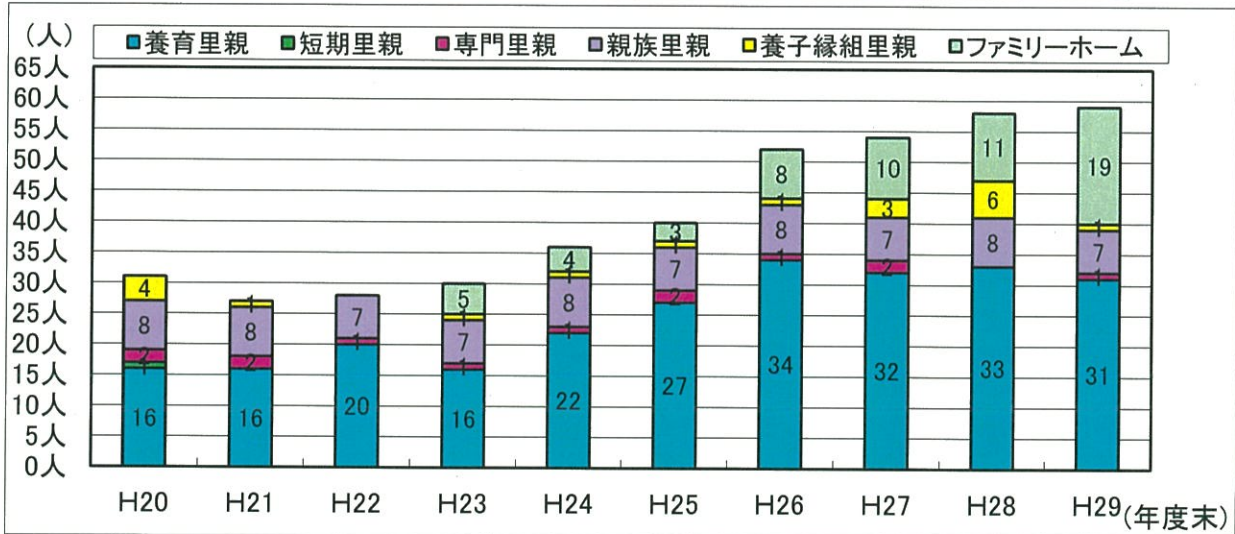
①新たに里親・ファミリーホームに委託した児童数（各年度）

年度	養育里親	短期里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親	ファミリーホーム	合計
H20	5人	1人	1人	7人	4人		18人
H21	6人		2人	2人			10人
H22	12人						12人
H23	5人		2人		1人	5人	13人
H24	12人			1人	2人	1人	16人
H25	12人			1人	2人	1人	16人
H26	14人		1人	1人	1人	5人	22人
H27	7人		1人		3人	2人	13人
H28	11人			2人	6人	4人	23人
H29	6人		1人		1人	12人	20人



②里親委託中の児童数（各年度末）

年度	養育里親	短期里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親	ファミリーホーム	合計	里親等委託率
H20	16人	1人	2人	8人	4人		31人	8.6%
H21	16人		2人	8人	1人		27人	7.0%
H22	20人		1人	7人			28人	7.8%
H23	16人		1人	7人	1人	5人	30人	8.8%
H24	22人		1人	8人	1人	4人	36人	10.4%
H25	27人		2人	7人	1人	3人	40人	12.0%
H26	34人		1人	8人	1人	8人	52人	15.7%
H27	32人		2人	7人	3人	10人	54人	16.8%
H28	33人			8人	6人	11人	58人	18.1%
H29	31人		1人	7人	1人	19人	59人	18.0%



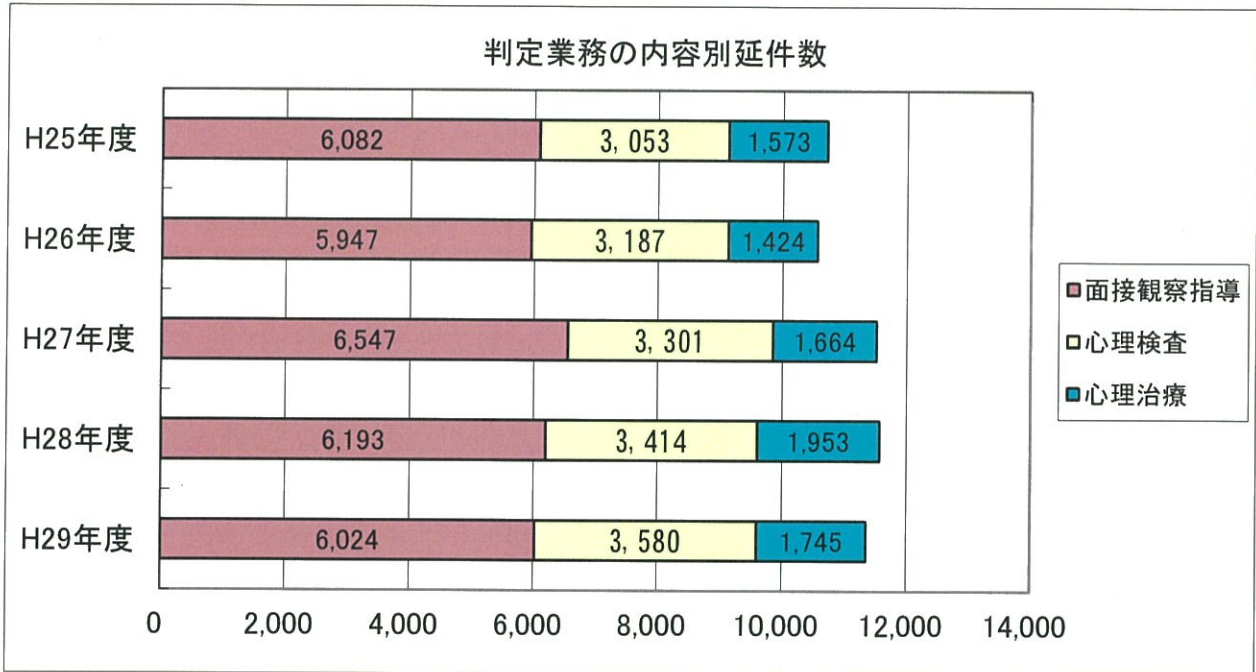


## 6 判定業務

### (1) 判定業務の内容別延件数

(単位:件)

	面接観察指導	心理検査	心理治療
H25年度	6,082	3,053	1,573
H26年度	5,947	3,187	1,424
H27年度	6,547	3,301	1,664
H28年度	6,193	3,414	1,953
H29年度	6,024	3,580	1,745



### (2) H29年度心理検査の内訳

(単位:件)

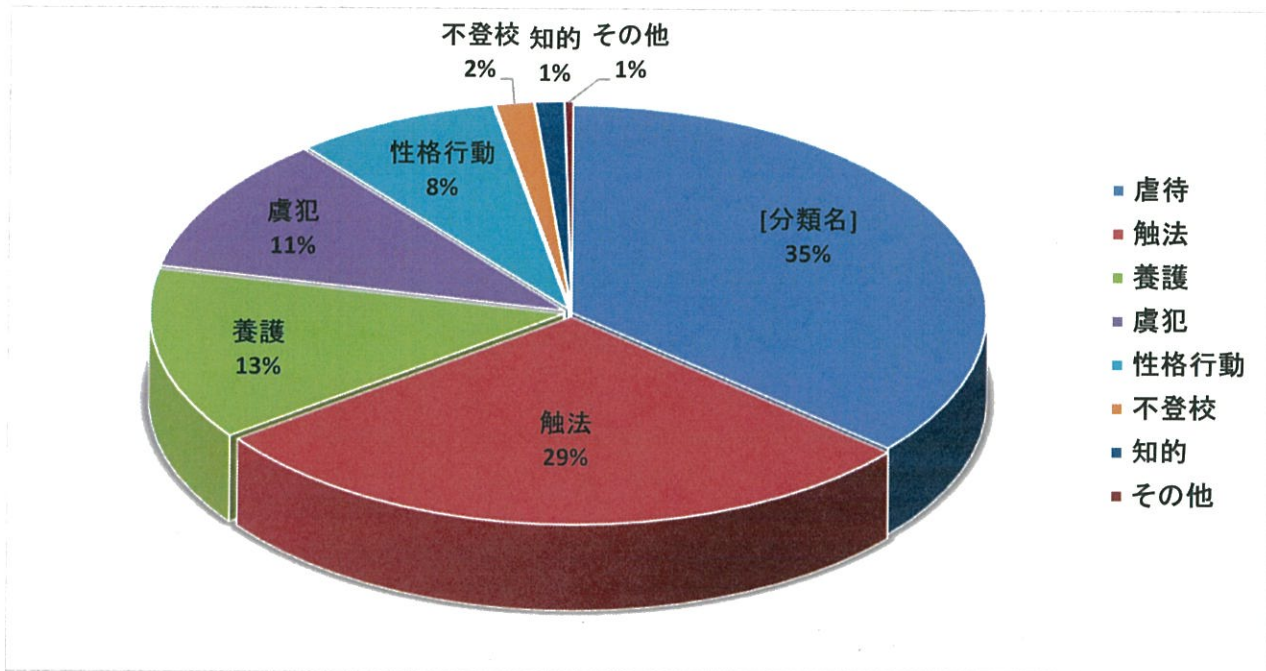
心理検査名		件数
知能検査	WISC-Ⅲ、WISC-Ⅳ知能検査	68
	グッドイナフ人物画知能検査	0
	その他の知能検査	1
	計	69
発達検査	新版K式発達検査2001	1,557
	遠城寺式乳幼児分析的発達検査	38
	KIDS乳幼児発達スケール	15
	S-M社会生活能力検査	23
	社会生活能力目安表	1,499
	その他の発達検査	6
計	3,138	

心理検査名		件数
人格検査	バウム・テスト	132
	P-Fスタディ	70
	ロールシャッハ・テスト	2
	HTTP	33
	文章完成テスト	54
	Y-G性格検査	1
	その他の人格検査	18
	計	310
	その他	非行化傾向診断検査
TSCC		51
その他		12
計		63

(3) 児童心理司による心理治療対象別延件数と割合 (H29年度)

(単位: 件)

種別	養護	虐待	知的	虞犯	触法	性格行動	不登校	その他	合計
件数	235	631	20	187	501	139	26	6	1,745



(4) 療育手帳判定書の発行状況

(単位: 件)

	新規取得	再判定	合計
H25年度	393	704	1,097
H26年度	465	751	1,216
H27年度	543	690	1,233
H28年度	501	768	1,269
H29年度	483	777	1,260

